

2015年3月3日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第371号）

国家外貨管理局、 直接投資に係る外貨管理を簡素化 外貨登記手続を銀行に委譲

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

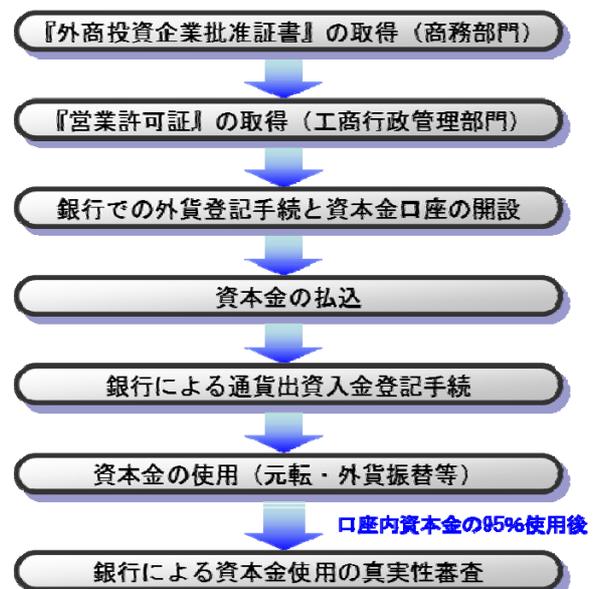
国家外貨管理局は、2015年2月13日付で『直接投資外貨管理政策のさらなる簡素化および改善に関する通達』（匯発[2015]13号、以下『13号通達』という）を公布しました。外商直接投資と対外直接投資に係る外貨登記手続を簡素化。企業が外貨取扱銀行で外貨登記手続を行う形へと変更しており、出資確認登記手続も廃止されます。『13号通達』は、2015年6月1日より実施されます。

□ 外貨登記を銀行手続化

『13号通達』の施行後、外商投資企業は所在地の外貨取扱銀行で直接、外貨登記や資本金口座開設等の手続を行うことができるようになります（第1条）。また、資本金払込後に出資確認登記を行う必要もなくなります（第2条）。資本金の入金後、銀行は企業からの申請に基づいて、原則として入金後5営業日以内に外貨管理局の資本項目情報システムを通じて通貨出資入金登記を行い、企業はその手続完了を待って資本金を使用できるようになります。現物出資時や中国側持分買取時の出資確認登記は廃止されます。

『13号通達』は、直接投資に係る外貨年度検査を廃止し、代わりに国内直接投資ストック權益登記手続を導入するとしています（第2条）。外商投資企業は毎年9月30日までに、『国内直接投資外国側權益統計表』（次ページ参照）に前年度の外国投資家の權益状況を記入して、資本項目情報システム経由で外貨管

【図表】企業新設時の資本金払込フロー



（中国アドバイザー一部作成）

理局に報告する必要があります。報告を行わなかった場合、銀行はその企業の資本項目に係る外貨業務（資本金の使用等）を取り扱えなくなります。

『国内直接投資外国側権益統計表』の書式

□ 自由元転制も全国展開へ

直接投資に係る外貨登記の銀行手続化は、2014年2月より中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）で導入されている外貨管理改革措置の一つです。

国務院は、2014年12月21日付で『中国（上海）自由貿易試験区における複製可能改革試行経験の普及に関する通達』（国発[2014]65号）を公布。上海自由貿易区で実施されている改革措置のうち、全国展開する項目を明らかにしました¹。この中で、直接投資に係る外貨登記の銀行手続化措置と、外貨資本金を一度に全額元転することも可能とする外貨資本金の自由元転制を、2015年6月30日までに全国展開するよう外貨管理局に求めていました。『13号通達』が公布されたことで、もう一方の自由元転制についても全国版の実施細則が近く公布されるものとみられます。

なお、外貨資本金の自由元転制については、国家外貨管理局が2014年7月4日付で『一部の地区で外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革試行を展開することに関する問題についての通達』（匯発[2014]36号）を公布。2014年8月4日より、天津濱海新区や蘇州工業園区等の国内16地域においても試行実施しています²。

编制单位:	填报时间: 年 月 日					
组织机构代码:	金额单位: 人民币元					
指标	期初数	期末数				
一、外商投资企业资产合计						
其中: 流动资产						
非流动资产						
二、外商投资企业负债合计						
其中: 短期负债						
长期负债						
三、归属外商投资企业全体股东的权益						
四、归属于外方股东的权益						
4.1 归属外方股东的实收资本						
4.2 外方股东享有的公积金及留存收益额						
其中: 资本公积						
盈余公积						
未分配利润						
4.3 其它						
五、外商投资企业少数股东权益						
六、外方投资者实际出资额						
七、外商投资企业应付外方股利						
八、外商投资企业盈利情况	当期(上年)数	历年累计				
归属于外商投资企业全体股东的净利润						
其中: 外方股东享有的净利润						
分配外方股东的利润金额合计						
汇往外方股东的利润金额合计						
附注: (仅投资性外商投资企业填写)						
权益法核算子公司中享有的权益 (期末数)	应付股利	实收资本	未分配利润	资本公积	盈余公积	其他
成本法核算子公司中享有的权益 (期末数)	应付股利	实收资本	未分配利润	资本公积	盈余公积	其他
备注: (存在特殊情况须在本栏目中进行详细说明)						

(出所: 『直接投資外貨業務オペレーションガイドライン』)

*

『13号通達』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および6ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

¹ 上海自由貿易区における改革措置の全国展開については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第365号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0371-XF-0105.pdf>

² 自由元転制の適用地域拡大については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第343号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0348-XF-0105.pdf>

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2015]13号

直接投資外貨管理政策のさらなる簡素化および改善に関する通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中国資本外貨指定銀行：

資本項目外貨管理改革をさらに深化させ、企業のクロスボーダー投資資金オペレーションを促進および利便化し、直接投資外貨管理業務を規範化し、管理効率を向上させるため、国家外貨管理局はこれまでの一部の地域における試行経験を総括した基礎の上で、全国の範囲内で直接投資外貨管理政策をさらに簡素化および改善することを決定した。ここに関連事項について以下のように通知する。

1、 国内直接投資に係る外貨登記認可および国外直接投資に係る外貨登記認可の2項目の行政審査・批准事項を取り消す

銀行が本通達および付属の『直接投資外貨業務オペレーションガイドライン』（付属文書を参照）に基づき直接、国内直接投資に係る外貨登記および国外直接投資に係る外貨登記（以下、合わせて「直接投資外貨登記」という）を審査して手続を行うことへと改め、国家外貨管理局およびその分支機構（以下「外管局」という）は銀行を通じて直接投資外貨登記に対して間接監督管理を実施する。

- (1) 本通達の実施後、すでに外管局の金融機関識別コードを取得、かつ所在地の外管局で資本項目情報システムを開通した銀行は直接、外管局の資本項目情報システムを通じて国内外商投資企業、国外投資企業の国内投資主体（以下「関連市場主体」という）のために直接投資外貨登記手続を行うことができる。
- (2) 銀行およびその分支機構は、所在地の外管局の指導の下、直接投資外貨登記等の関連業務を展開し、合わせて権限の範囲内で審査、統計モニタリングおよび報告・届出の責任を履行しなければならない。
- (3) 関連市場主体は、自社で登録地の銀行を選択して直接投資外貨登記手続を行うことができ、直接投資外貨登記の完成後、後続の直接投資関連の口座開設、資金為替等の業務（利潤、配当の払出もしくは払戻を含む）を行うことができる。

2、 一部の直接投資外貨業務取扱手続を簡素化する

- (1) 国内直接投資に係る外国投資家出資確認登記管理を簡素化する。国内直接投資に係る外国投

資家非通貨出資確認登記および外国投資家中国側持分買収出資確認登記を取り消す。外国投資家通貨出資確認登記を国内投資通貨出資入金登記へと調整し、外国投資家が通貨形式（クロスボーダーの外貨現金および人民元）で出資する場合、口座開設銀行が資本金関連金額を受け取った後、直接、外管局の資本項目情報システムを通じて国内直接投資通貨出資入金登記手続を行い、入金登記手続を行った後の資本金は使用することができる。

- (2) 国外再投資外貨届出を取り消す。国内投資主体が設立もしくは支配する国外企業が国外で再投資して新たな国外企業を設立もしくは支配する場合、外貨届出手続を行う必要はない。
- (3) 直接投資外貨年度検査を取り消し、ストック権益登記の実行に改める。関連市場主体は、毎年9月30日（当日を含む）までに、自社で、もしくは会計士事務所、銀行に委託して外管局の資本項目情報システムを通じて前年度末の国内直接投資および（もしくは）国外直接投資ストック権益（以下、合わせて「直接投資ストック権益」という）データを送付しなければならない。

前項規定により手続を行っていない関連市場主体について、外管局は資本項目情報システムにおいてそれに対して業務管理コントロールを行い、銀行はそのために資本に係る外貨業務手続を行ってはならない。要求により補充報告して外管局に説明書を提出し合理的な理由を説明した後、外管局は業務管理コントロールを取り消し、外貨管理規定違反の疑いがある場合、法に基づき行政処罰を行う。

外管局の直接投資ストック権益の抜取調査に参加する外商投資企業等の関連市場主体は、直接投資ストック権益の抜取調査制度要求に基づき、四半期ごとに登録地の外管局に関連情報を送付しなければならない。

3、銀行は、直接投資外貨管理取扱のコンプライアンス意識を向上させなければならない

- (1) 銀行は、直接投資外貨登記業務の内部管理規則制度を制定し、合わせて保管して検査に備えなければならない。内部管理規則制度は、少なくとも以下の内容を含めなければならない。
 1. 業務受理、資料のコンプライアンス性および真実性審査等の業務フローおよびオペレーション標準を含む直接投資外貨登記業務オペレーション規程、
 2. コンプライアンス性リスク審査、再確認および分級審査取扱制度等を含む直接投資外貨登記業務リスク管理制度
 3. データ収集チャネルおよびオペレーション手順等を含む直接投資外貨登記業務統計報告制度。
- (2) 銀行は自行で、すでに外管局の金融機構識別コードを取得した分支機構が展開する直接投資外貨登記に対して業務参入管理を行う。
- (3) 銀行は、厳格に本通達および付属の『直接投資外貨業務オペレーションガイドライン』の要求に基づき、真実性審査業務を真剣に履行し、外管局の資本項目情報システムを通じて直接投資外貨登記業務手続を行わなければならない、合わせて完全に関連登記資料を保存して検査

に備えなければならない。

- (4) 銀行は、直接投資外貨登記業務手続を行う過程において、規定が不明確、データが不正確もしくは異常な状況を発見した場合、遅滞なく関連市場主体の登録地の外管局にフィードバックしなければならない。

4、 外管局は銀行に対する研修指導および事後監督管理を強化しなければならない

- (1) 外管局は、銀行に対する研修指導および事後監督管理を強化し、遅滞なくその直接投資外貨業務の取扱ならびに関連データ、報告表およびその他の資料の送付状況を把握し、銀行による直接投資外貨登記取扱のコンプライアンス性および内部統制制度の執行状況に対して事後確認および検査を展開し、全面的に銀行による直接投資外貨登記取扱の状況を理解し、異常な状況を発見した場合は遅滞なく上級に報告し、規定違反問題に対しては遅滞なく是正、処理しなければならない。
- (2) 銀行が規定の要求により直接投資外貨登記の審査、統計、報告責任を履行しなかった場合、外管局は外貨管理関連規定によりそれに対して処罰するほか、当該銀行による直接投資外貨登記取扱を一時停止することもできる。規定違反の情状が特別に重大である、もしくは一時停止期間内に有効な是正を行うことができなかつた場合、外管局は当該銀行による直接投資外貨登記取扱を停止することができる。

本通達は、2015年6月1日より実施する。本通達の実施後、以前の規定が本通達の内容と不一致である場合、本通達を基準とする。外商投資企業資本金元転管理方式の改革試行地域は、引き続き『国家外貨管理局による一部の地区で外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革試行を展開することに関する問題についての通達』（匯発[2014]36号）等の関連規定に基づき自由元転政策を実行する。国家外貨管理局各分局・外貨管理部は、本通達を受け取った後、遅滞なく管轄内の中心支局、支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行、農村合作銀行に転送しなければならない。各中国資本銀行は、本通達を受け取った後、遅滞なく所轄の各分支機構に転送しなければならない。執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司にフィードバックすること。

付属文書：直接投資外貨業務オペレーションガイドライン〔略〕

国家外貨管理局
2015年2月13日

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发[2015]13号
关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：

为进一步深化资本项目外汇管理改革，促进和便利企业跨境投资资金运作，规范直接投资外汇管理业务，提升管理效率，国家外汇管理局决定在总结前期部分地区试点经验的基础上，在全国范围内进一步简化和改进直接投资外汇管理政策。现就有关事项通知如下：

一、 取消境内直接投资项下外汇登记核准和境外直接投资项下外汇登记核准两项行政审批事项

改由银行按照本通知及所附《直接投资外汇业务操作指引》（见附件）直接审核办理境内直接投资项下外汇登记和境外直接投资项下外汇登记（以下合称直接投资外汇登记），国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）通过银行对直接投资外汇登记实施间接监管。

- （一）** 本通知实施后，已经取得外汇局金融机构标识码且在所在地外汇局开通资本项目信息系统的银行可直接通过外汇局资本项目信息系统为境内外商投资企业、境外投资企业的境内投资主体（以下简称相关市场主体）办理直接投资外汇登记。
- （二）** 银行及其分支机构应在所在地外汇局的指导下开展直接投资外汇登记等相关业务，并在权限范围内履行审核、统计监测和报备责任。
- （三）** 相关市场主体可自行选择注册地银行办理直接投资外汇登记，完成直接投资外汇登记后，方可办理后续直接投资相关账户开立、资金汇兑等业务（含利润、红利汇出或汇回）。

二、 简化部分直接投资外汇业务办理手续

- （一）** 简化境内直接投资项下外国投资者出资确认登记管理。取消境内直接投资项下外国投资者非货币出资确认登记和外国投资者收购中方股权出资确认登记。将外国投资者货币出资确认登记调整为境内直接投资货币出资入账登记，外国投资者以货币形式（含跨境现汇和人民币）出资的，由开户银行在收到相关资本金款项后直接通过外汇局资本项目信息系统办理境内直接投资货币出资入账登记，办理入账登记后的资本金方可使用。
- （二）** 取消境外再投资外汇备案。境内投资主体设立或控制的境外企业在境外再投资设立或控制新的境外企业无需办理外汇备案手续。
- （三）** 取消直接投资外汇年检，改为实行存量权益登记。相关市场主体应于每年9月30日（含）

前，自行或委托会计师事务所、银行通过外汇局资本项目信息系统报送上年末境内直接投资和（或）境外直接投资存量权益（以下合称直接投资存量权益）数据。

对于未按前款规定办理的相关市场主体，外汇局在资本项目信息系统中对其进行业务管控，银行不得为其办理资本项下外汇业务。在按要求补报并向外汇局出具说明函说明合理理由后，外汇局取消业务管控，对涉嫌违反外汇管理规定的，依法进行行政处罚。

参加外汇局直接投资存量权益抽样调查的外商投资企业等相关市场主体应按照直接投资存量权益抽样调查制度要求，按季度向注册地外汇局报送相关信息。

三、 银行应提高办理直接投资外汇登记的合规意识

- （一）** 银行应制定直接投资外汇登记业务的内部管理规章制度，并留存备查。内部管理规章制度应当至少包括以下内容：

 - 1. 直接投资外汇登记业务操作规程，包括业务受理、材料合规性和真实性审核等业务流程和操作标准；
 - 2. 直接投资外汇登记业务风险管理制度，包括合规性风险审查、经办复核和分级审核制度等；
 - 3. 直接投资外汇登记业务统计报告制度，包括数据采集渠道和操作程序等。
- （二）** 银行自行对已经取得外汇局金融机构标识码的分支机构开展直接投资外汇登记进行业务准入管理。
- （三）** 银行应严格按照本通知及所附《直接投资外汇业务操作指引》的要求，认真履行真实性审核义务，通过外汇局资本项目信息系统办理直接投资外汇登记业务，并应完整保存相关登记资料备查。
- （四）** 银行在办理直接投资外汇登记业务过程中，如遇规定不明确、数据不准确或发现异常情况的，应及时向相关市场主体注册地外汇局反馈。

四、 外汇局应强化对银行的培训指导和事后监管

- （一）** 外汇局应加强对银行的培训指导和事后监管，及时掌握其直接投资外汇业务办理和相关数据、报表及其它资料报送情况，对银行办理直接投资外汇登记合规性及内控制度的执行情况开展事后核查和检查，全面了解银行办理直接投资外汇登记的情况，发现异常情况要及时上报，对违规问题要及时纠正、处理。
- （二）** 银行未按规定要求履行直接投资外汇登记审核、统计、报告责任的，外汇局除按外汇管理有关规定对其处罚外，还可暂停该银行办理直接投资外汇登记。对违规情节特别严重或暂停期内未能进行有效整改的，外汇局可停止该银行办理直接投资外汇登记。

本通知自 2015 年 6 月 1 日起实施。本通知实施后，之前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。外商投资企业资本金结汇管理方式改革试点地区继续按照《国家外汇管理局关于在部分地区开展外商投资

企业外汇资本金结汇管理方式改革试点有关问题的通知》（汇发[2014]36号）等有关规定实行意愿结汇政策。国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各中资银行接到通知后，应及时转发所辖各分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反映。

附件：直接投资外汇业务操作指引〔略〕

国家外汇管理局
2015年2月13日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。